

議場デジタル環境整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

議場デジタル環境整備業務委託（以下「本業務」という。）は、議会運営におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、高画質な議会中継環境、音声認識による同時音声字幕、電子採決システム、大型ディスプレイ等の導入とともに、音響・映像設備の整備を行うことで、議会運営の効率化及び正確性の確保を図り、議会情報の公開促進を通じて、開かれた議会の実現を目的とする。

本要領は、本業務の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により最適な事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 議場デジタル環境整備業務委託
- (2) 業務内容 議場デジタル環境整備業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 53,980,000円（保守費用は含まない。消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルへの参加者は、下記の参加資格を満たす者に限るものとする。

- (1) 長島町における競争入札参加資格を有していること。
- (2) プロポーザル及びその後の契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 長島町暴力団排除条例（平成25年長島町条例第2号）に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (8) 指名停止を受けていないこと。
- (9) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えることができる者であること。
- (10) 国、地方公共団体のいずれかの団体と議場デジタル環境整備業務の履行実績があること。なお、履行実績がない場合は、本業務を確実に遂行できる能力、技術力及び実施体制を有することを確認できる資料を提出すること。

4 選定スケジュール

内容	日程
公募開始	令和8年9月18日（金）
質問書の受付期間	令和8年9月18日（金）午前8時30分から 令和8年9月25日（金）午後3時まで
質問書に対する回答期限	令和8年9月29日（火）
参加表明書等の受付期間	令和8年9月18日（金）午前8時30分から 令和8年9月30日（水）午後3時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年10月13日（火）午後3時
企画提案プレゼンテーションの実施	令和8年10月19日（月）から 令和8年10月23日（金）までで実施予定
審査結果の公表	令和8年10月下旬

5 必要書類等

参加表明書等の公募に関する資料・様式などは、長島町公式ホームページからダウンロードすること。
（長島町公式ホームページ）<https://www.town.nagashima.lg.jp/>

6 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。ただし、評価基準等、審査に支障を来たす質問については受け付けない。本業務に伴い知り得た内容は、他に洩らさないこと。

- （1） 提出できる者 参加表明書を提出している者又は参加表明書を提出する予定の者
- （2） 提出期間 令和8年9月18日（金）から9月25日（金）午後3時まで
- （3） 提出先及び提出方法

提出・問合せ先（後記「15」参照。以下同じ）へ質問書【様式1】を電子メールにより提出すること。なお、質問がない場合の提出は不要とする。

※ 質問書は、提出期間中であれば追加で提出することも可能とする。

※ 電話等、口頭による個別の質問・回答はできない。また、電子メールの着信の確認については、送信者が電話により行うこと。（長島町は電子メールの送受信に起因するトラブルに関しては一切の責任を負わないものとする。）

- （4） 回答方法

令和8年9月29日（火）までに、参加表明書を提出している者及び質問書を提出している者へ電子メールにて回答するとともに、長島町ホームページにて公表する。ただし、場合によっては質問者のみに回答となることがある。また、回答内容は、本要領の追加・修正として取り扱う。

7 参加表明書の提出及び参加辞退

- （1） 提出期間 令和8年9月18日（金）から9月30日（水）午後3時まで

※ 受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後3時まで

- （2） 提出書類

① 参加表明書【様式2】

② 会社概要書【様式3】

※ 協力会社がある場合は協力会社概要書も含む。

③ 業務実績調書【様式4】

※ 協力会社がある場合は協力会社の実績も記載可

④ 業務実施体制【様式5】

(3) 提出部数 1部

(4) 参加辞退

参加表明書等提出後に、参加を辞退するときは、令和8年10月13日（火）午後3時までに、参加辞退届（任意様式）を持参、又は郵送により提出すること。

(5) 提出方法

提出・問合せ先へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、提出期間内までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、提出期間最終日の受付時間までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年10月13日（火）午後3時

(2) 提出書類

① 企画提案書《様式は任意とする。ただし、表紙は【様式6】とする。》

② 要求仕様確認書【様式7】

③ 提案見積書【様式8】

④ 保守点検に係る参考見積書【様式9】

(3) 提出部数 10部

① CD-ROM等の電子媒体（提出書類をPDFに変換したもの）1枚

※ 要求仕様確認書【様式7】については、Excel ファイルも含めること。

(4) 留意事項

① 企画提案書は、1部ずつファイルに綴じ、50ページ以内とすること。

② 企画提案書に記載する内容は別表1の項目の順（運用（操作）システム、発展的提案、保守点検等の方法、業務実施面）に並べること。

③ 使用する文字の大きさは、11ポイント以上とすること。

④ A4版、若しくはA3版折り込みとし、書式、縦横は自由とする。

⑤ 日本語で作成し、ページ番号を付すること。

⑥ カラー刷り、写真、絵、図、表等の挿入は、可能とする。

⑦ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは、不可とする。

⑧ 既存のパンフレット等の添付も可とし、③以外の規格等も可とする。

(5) 提出方法 提出先・問合せ先へ持参、郵送又は宅配便

※ 持参の場合の受付時間：閉庁日を除く午前8時30分～午後3時

※ 郵送又は宅配便による場合は、配達記録が残る方法により提出すること。いかなる事情であっても、提出期限を過ぎた場合は受付しない。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 開催日 令和8年10月19日（月）から23日（金）までで実施予定

(2) 開催場所 長島町役場

※ 詳細な場所及び日程等は、後日、対象者に通知する。

(3) 実施方法

① 1提案者ずつ実施し、その順番は、原則参加表明書の受付順とする。

② 出席者は、3名までとする。

③ 1提案者につき40分以内（機器の準備に要する時間は除き、説明30分以内、質疑10分以内）とし、説明資料、事前に提出された企画提案書に沿って説明すること。

④ 追加提案の説明や追加資料の配布は原則認めない。

- ⑤ プレゼンテーション審査には本町が用意するプロジェクターを使用することができる。この場合、事前に担当部署へ申し出ること。なお、パソコン等必要な機器は参加者が用意すること。

10 審査

- (1) 契約候補者の決定にあたっては、本町にとって最適な事業者を選定するため、審査委員会において審査を行う。
- (2) 審査方法については、別表1に示す評価基準に基づき採点し、各委員の採点の合計点が最も高い者を最適格者とし、合計点が次に高い者を次点順位者とする。
- (3) 最高得点者が2人以上ある場合は、委員の評価順位において最も上位とした委員が多い事業者を最適格者とする。
- (4) 提案者が1事業者のみであっても、プレゼンテーション及びヒアリングを行うこととし、審査の結果、その内容が目的に沿ったものであると委員会が判断した場合は、その者を契約候補者とする。ただし、提案内容の採点結果が最低基準（出席した選定委員数で算定する合計の5分の3）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合に限る。

11 審査結果

審査結果は、速やかに全ての提案者に電子メール等により通知する。また、審査結果の公表は提案者名（最優秀提案業者名のみ）を長島町公式ホームページで行う。なお、審査経過及び結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けない。

12 契約

- (1) 契約候補者となった者は、議会事務局と業務委託の契約締結に向けて協議を行う。
- (2) 契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づき、審査結果を考慮して詳細を協議し決定する。なお、詳細な契約内容については、その協議時において仕様書の変更調整を行い決定するため、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (3) 契約候補者との契約締結に向けた協議の結果、合意に至らなかった場合又は契約候補者が本提案における失格事項に当たると判明した場合は、次点順位者を繰り上げ、契約締結に向けた協議を行う。

13 失格事項

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査員の協議において失格であると認めた場合

14 注意事項

- (1) 指定した様式、書式及び方法によらず提出された書類は受け付けない。
- (2) 提出期限以降の提出物の追加、差替え及び再提出はできない。
- (3) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 長島町から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表及び使用することはできない。
- (5) 選定された提案内容の著作権及び知的財産権は参加者に帰属するが、参加者は長島町の許可なく公表及び使用することはできない。

- (6) 提出された企画提案書及びその他書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、本事業における選定を目的とするものであり、この目的以外には一切使用しない。ただし、長島町は、企画提案書について、事前に参加者の許可を得たうえで、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (9) 提出書類等の作成や質問に用いる言語は、日本語とし、使用する通貨は日本円とする。
- (10) 天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合には、本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことができる。この場合において、本プロポーザルに要した費用を長島町に請求することはできない。

1 5 提出・問合せ先

〒899-1498 鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地1

長島町議会事務局 議事係

電話：0996-86-1145

電子メール：gikai@town.nagashima.lg.jp

(別表 1)
議場デジタル環境整備業務委託に係る
公募型プロポーザル評価基準

番号	評価項目	評価の着眼点	配点
1	全体の評価 業務目的、業務内容の理解度	企画提案仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10
2	運用（操作）システム 要求仕様への対応	議会事務局が求めている機能と同等以上の機能を有しているか。	20
3	操作性・視認性	操作画面はシンプルであり、専門知識のない職員でも扱いやすく誤操作が生じにくい、操作性に優れたシステムであるか。	20
4	システムの長期運用	OSのサポート終了又はバージョン更新等への対応について、提案書提出時点で判明している範囲における更新方針、対応方法及び費用負担の考え方は適切か。また、運用・操作システムのソフトウェア等は、長期的な運用及び安定稼働を考慮したものとなっているか。	20
5	発展的提案 システム障害等の未然防止、発生時の対応	システム障害等を未然に防ぐ対策が講じられているか。また、トラブルが発生した場合でも、議会を休止せずに、議事の進行や録音記録ができるための具体的な対応が整っているか。	20
6	その他の発展的提案	議場の多目的利用や将来的な拡張性、議会運営のDX推進、その他独自のセールスポイントなど、本町にとって有効、有益な機能等が提案されているか。	10
7	保守点検等の方法	無償保証期間を含め、機器等が故障した際の対応方針が明確に示され、かつ妥当な内容となっているか。	10
8	業務実施面 事業の実施体制	本業務の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有する者が配置されているか。また、業務完了にいたるまでの適切なスケジュールが設定されているか。	10
9	業務実績	地方公共団体から本業務と同様又は類似する議場デジタル環境整備業務の実績があり、業務経験が豊富であるか。	10
10	費用積算根拠の妥当性	提案内容に比べて提案金額の積算が妥当になされているか。	10
	合計		140